

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20520655

研究課題名(和文)

13世紀のアンジュー帝国とその遺産に関する国制史研究——中世の英仏関係史論

研究課題名(英文)

Constitutional History of the Angevin Empire and its Legacy in the Thirteenth century;
Anglo-French Relation in the Middle Ages

研究代表者 朝治 啓三 (ASAJI KEIZO)

関西大学・文学部・教授

研究者番号：70151024

研究成果の概要(和文)：

従来の一國完結史観で捉えたイングランドやフランスの王国史を乗り越え、13世紀西欧世界の権力構造の中での、アンジュー帝国の果たした役割を検証した。イングランド在住諸侯は共同体を結成し、イングランド国王としてのプランタジネット家と共同で王国統治を担う体制を構築した。フランスでは現地領主や都市が相互に抗争して共同体を結成し得ず、カペー家の王は侯、伯と個別に封建契約を結んで自衛した。王家は北仏のごく一部しか直接統治しなかった。プランタジネット、カペー両家はフランス、ブリテン島の諸侯の帰属を取り付けるために競合した。中世の「帝国」を、諸侯や都市の核権力への帰属心をキーワードに説明し得ることを実証した。

研究成果の概要(英文)：

This project aims to depict the interrelation of Angevin Empire and the Capetian realm of France between the eleventh and the fifteenth century. The house of Plantagenet owned the dominium of England, Normandy, Anjou, Brittany, Poitou, Gascony and others. But those areas were not administered by their own household members, but by those of the local lords of each dominion. Capetian France was also administered not by the royal household but by the local lords of each earldom or dukedom. Both the Plantagenet and the Capetian kept the core role of each imperial assemblage of dominions.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：史学

科研費の分科・細目：西洋史

キーワード：アンジュー帝国、プランタジネット、カペー、諸侯国家、王国共同体

1. 研究開始当初の背景

朝治と渡辺はそれぞれイングランド王国、フランス王国の中世国制史を一國史的に研究していたが、前者はプランタジネット家当主とイングランド諸侯との国制構想が食い違っており、両者の抗争と妥協で王国統治がおこなわれていることに気付いた。後者はカペー家の王が直轄地を統治する一方で、諸侯とは封建契約を結んで彼らの間接統治を承認する一方、核権力への帰属を取り付けていることを突き止めていた。1990年代からのヴェイルやピッソンの研究成果の刺激を受け、加藤は

ガスコーニュ諸侯や都市の相互抗争と上級権力への帰属による調停の事例に気付いていた。3者は研究会を結成して、核権力への在地権力体の帰属をキーワードに研究し始めた。

2. 研究の目的

①一國完結史観でイングランド王国史、あるいはフランス王国史を語る視角では得られない、複数の権力構造の間の関係に注目して、プランタジネット家の領有する帝国と、カペー家が領有するフランス王国との権力関係史として、11～15世

紀史を捉えること。

②国王、諸侯、都市、などの世俗の権力主体や、教皇、高位聖職者、修道院などの聖界権力主体は、ナショナリズム的ではなく、英仏関係の中でどちらかに帰属したり、集団で権力共同体を形成したりして、国民国家形成には至らなかった事実の意義の確認。

③皇帝や教皇という超越的権力と、英仏の権力体の核との関係（役割分担か、上から下への支配か）の見極め。

④都市民の共同体や、諸侯や領主の権力共同体形成と、核権力との関係（集团的帰属か、成員個人の臣従か）の見極め。

3. 研究の方法

①年代記などから読み取れる政治史の叙述が、従来の一国史観とは別の、関係史視角で解説し得るか否かを調べる。

②個別事例の調査、ノルマンディやブルボンの諸侯領における権力構造と領有者であるカペー家との、裁判や徴税、軍事動員にみられる権力分担関係の調査。諸都市間の対立や提携関係の調査。ガスコーニュ内の修道院の教皇や国王や公への帰属の程度の測定。

③「国際紛争」の調停者としての超越的権力核の役割の調査。ガスコーニュ内の聖職者像の個別研究が可能。

④都市民の間の権力闘争の分析から、核権力への帰属の仕方の違いの読み取り。ボルドーについては詳細な史料がある。ボンヌ・ヴィルに関する包括的調査も可能。

4. 研究成果

アンジュー帝国とその遺産をめぐる国制史研究 朝治啓三

中世英仏関係を研究対象とした初めての本格的な研究を志して、イングランド史、フランス王権史、フランス地域史、教会史、都市史、スコットランド史、アイルランド史の専門家が共同で、権力構造の解明を行った。従来の一国完結史観では、例えばイングランド王国がフランス王国の中に「領土」を獲得して、それをフランス王家が排除しようとしたという説明が見られた。13世紀にはヘンリ3世がガスコーニュへ軍隊を送りだしたのは4回に過ぎない。国王不在のガスコーニュではヘンリが任命したセネシャルが代理で「統治」するはずであったが、現地の領主も都市もセネシャルには従わず、国王の課税命令に従ったものは少なく、軍役徴収に応じた領主も部分的だった。一方フランス国王はポワトゥには進出したが、それを越えてガスコーニュへの侵入は控えた。このように従来の学説には符合しない事実が存在する。

この研究状況を一変するかもしれないヴェイル

の研究が、我々の導きの糸になった。彼の著書『アンジュー帝国とその遺産』や『旧敵—中世のイングランドとフランス』において、アンジュー家（プランタジネット家）がイングランドからピレネー山脈北側までフランス西半分に至る地域の現地領主や都市の帰属心を獲得して、「アンジュー帝国」という権力構造が存在していたと提唱した。一方、グネは中世フランス王国が一体のものではなく、ノルマンディ、ブルターニュ、ブルゴーニュ、ブルボンなどの諸侯支配領域の複合体のようなゆるい権力構造であったことを実例を挙げて述べた。

我々はこれらの先行研究の成果を取り入れた。英仏関係を二つの王国の間の外交関係であるとは捉えない。一方が他方を一過性の事件で征服したことによって、領有が長期間継続したとも考えない。中核となる権力体としてプランタジネット家及びカペー家、ヴァロワ家を想定する。その核権力に帰属する現地領主や都市の作る権力構造が、アンジュー帝国であり、フランス王国であると考ええる。その結果、例えばノルマンディという領邦内には、ノルマンディ公に帰属する現地領主や都市と、カペー家に帰属する領主や都市とが混ざり合って、相互に対立しながら存在していたことが分かる。何処にも属さないことは孤立を意味し危険である。12世紀にはプランタジネット家に帰属する現地領主と、カペー家に帰属する現地領主とは、境界領域のノルマン・ヴェクサンで相互に争い、帰属先を形勢に応じて変更した。英仏関係は現地領主の帰属心の動向によって変化した。14、15世紀の百年戦争期には変化が頻繁だった。被治者である多数の住民には政治権力が無いので、国民国家はまだ出来ていない。自力救済能力を有する領主や都市が権力の主体だった。

現地の領主や都市は、政治的には隣り合う領主や都市とライバル関係にあった。この状況を克服するため、現地で権力者共同体を形成して、紛争を平和解決することを目指したが、イングランドではヘンリ2世時代以降、諸侯による「王国共同体」が形成され、1215年には国王と諸侯団体との間にマグナ・カルタという合意書が形成されて、領有者としての国王と、現地人の統治を担う諸侯共同体とが、王国統治を分担するという権力構造が成立した。

他方フランスでは、領邦ごとに公や伯が公権を掌握し、国王は彼らと封建契約を結ぶことで、間接的にしか現地人統治に関与できなかった。領邦は小さな王国としてまず存在し、隣国との紛争解決や防衛の必要な時に、領邦権力者もその支配下

の住民も上級権力としての国王権を利用した。

このような英仏権力関係の構想を事実に基づいて具体的に証明するために、分担者、連携研究者、研究協力者は担当範囲を限って研究を分担した。代表者である朝治は全体の統括をすると同時に、ガスコーニュ公領にある中核都市ボルドーの、都市貴族たちの間における権力闘争が、プランタジネット家の領有策の二つの対立する方策を反映していることを突き止めた。分担者の渡辺は、ノルマンディの現地領主モンフォール家の英仏間交渉における役割を実証した。分担者の加藤はガスコーニュ現地領主の相互対立をその解決事例を個別に実証した。協力者の中村は12世紀アングロ・ノルマン王国時代にノルマンディ出身の現地領主が、イングランドに封土を授与されて、それをいかに維持し、イングランド人を「統治」したのか、その際における王権の役割は何だったのかの実例を示した。轟木は12世紀後半のカペー王家が現地領主同士との紛争を解決する際に、上から下へと命令を下す方式ではなく、現地領主の証言を重視していた事例を突き止めた。青谷はフランドル都市がカペー一家に従属している外見を採りながら、実際には共同体の結束を強める事例を数多くあげた。西岡はスコットランド現地領主が、イングランド王家によるスコットランド王位継承への干渉を排除するために、フランス・カペー王家の介入を求めた事例を重視し、単に英蘇二国間の戦争ではなかったことを実証した。大谷はアイルランド出身の騎士が、13世紀、ガスコーニュでのイングランド王の戦争に駆り出された例を突きとめた。横井川はガスコーニュ現地領主が、1259年のパリ条約を境に、パリのカペー家の高等法院へ殺到したという通説を、事実に基づいて再検証し、反例を多数見つけ出した。上田はブルボン公領では14世紀には事実上、諸侯国家とでも呼べる半独立の権力体が成立していたことを突き止めた。花房はノルマンディ公領における財政制度や裁判制度、経済活動における、現地権力者の主導性と、カペー一家から派遣された役人の主導性とが、併存していたことを実証した。亀原はボンヌ・ヴィルと国王によって名づけられたフランスの都市が、国王の命令に従っていた理由や歴史状況を調べた。小野は教皇庁の命令が、現地の諸教会や修道院長にとっては必ずしも絶対的なものではなかった事例を突き止めた。

これらの事例の発見のためには刊行史料が主として用いられたが、朝治、渡辺、加藤は現地への出張を通じて入手した、あるいはデジタル画像の

発注によって入手した史料に基づいて研究した。研究補助金は海外旅費としてその目的のために主に活用された。また1年に2回の研究会を開き、研究発表と質疑応答によって論点を整理し、歴史像の洗練に努めた。国内旅費はこの目的で使われた。

研究の成果を公表するために、代表者と分担者は学会で口頭発表し、論文を執筆してきたが、さらに大学生向きの教科書を現在執筆中である。

貴族層から見た英仏関係：モンモランシー・モンフォール家系の場合 渡辺 節夫

ここではモンモランシー・モンフォール(Montmorency=Montfort)家系について英仏王権との関係を見ておく必要がある。前者はヴァル・ド・ワーズ(Val d'Oise)、後者はイヴリヌ(Yvelines)と、いずれも本拠はイル・ド・フランスに位置している。ともに起源は10世紀に遡る。モンモランシー家の所領はプロワ(伯)ティボー1世の女婿ブシャール1世により形成され、モンフォール家の所領はエノー(伯)家の傍系に属すると思われるアモリにより形成された。モンフォール家のレスター伯家との関係はシモン3世と後者の女子相続人アミキアとの結婚に始まる。彼女の祖父ロベールはレスター伯であると同時にポントワーズ近郊ボーモンの領主でもあった。1154年頃イギリス王ヘンリ2世は、ノルマンディ公・アンジュー伯としてアミキアの兄ロベールに、彼らの父でイングランドの伯(comes de Anglia)ロベールの土地全体を封或いは世襲物件として返還・譲渡している。

先ず、12世紀段階におけるモンフォール家とフランス王権の関係であるが、1112年にはシモン2世と兄弟のアモリは彼らの姉妹でフィリップ1世の寡婦ベルトラドのために、彼らとともに小修道院を建立するようルイ6世に懇請している。1119年にはアモリはルイ6世と会見し、失意の王を鼓舞し、ノルマンディへの進攻を決意させており、王は各司教たちに兵力の分担を求めている。王権とモンフォール家の関係は1120年代の中頃まで比較的良好であったが、シュジェールの『ルイ6世伝』には両者は1127-28年には公然たる戦闘関係にあったとされている。これはアモリの妻アグネスが王権と強度の対抗関係にあったガルランド家の傍系の出身であったことと関係している。教皇インノケンティウス2世のルイ6世宛ての書簡(1132年)にはアモリを破門から解く意思のないことが明記されている。

ルイ7世期の12世紀中葉以降、アモリを継い

だエヴルー伯シモンの時代には両者の親和関係が回復したと思われる。1196年の証書には、レスター伯ロベールがフィリップ2世に対してPacyの城とシャテルニー全域を放棄したこと、両者の間で和平が成立し、王に対して戦争・悪事をなさないこと(但し仏王と英王との間での戦争を除く)が約されている。同時にロベールは「彼のレスター伯(comes Leicestriae suus)」として、英王リチャードに対しても彼が仏王フィリップ2世に対してなしたPacy城の放棄と平和の締結を認めるよう求めている。ロベールはレスター伯として、1199年英王ジョンがAndré de Calviniacoに対してS. Severiaの物件をオマージュと奉仕を代償に封として授与する際に、后アリエノールによるこの封授与の承認の際に、更に1200年頃、英王ジョンが仏王フィリップ2世との間での和平によりエヴルーを贈与した際に証人の一人となっている。

また、1204年にはフィリップ2世とレスター伯ロベールの姉妹アミキアとの間で物権交換が行われ、Breteuilの城を始め、レスター伯が領有していた「イギリスの海のこちら側のすべての物権」、伯の相続権により彼女に帰属すべきすべての物権が放棄されている。1216年、フィリップ2世はかつてトゥールーズ伯レモンに授封したナルボンヌ公領、トゥールーズ伯領、ベジエ・カルカソンヌ副伯領に関してシモン4世を専属封臣として受け入れること、シモンのため以外にはこれらの封土には手をつけないことを公示している。

ところで、英仏関係から見た場合、最も重要な点はモンモランシー・モンフォール家系がフランス王権と極めて密接な関係にある一方で、イングランド及びその王権とも深い政治的な関係を有していることである。前者の面で最も象徴的なのは当該家系の成員がフランスの最も重要な国王大官の一つである主馬頭職(connétable, constabularius)を世襲的に継承していることである。それは古くオブリ(1060年頃)にまで遡る。間歇的ではあるが200年以上も続くのである。同家系が同職を単に名誉職として継承したわけではなく、特に軍事・政治面でフランス王権と現実に密接な関係にあった。その意味で特に重要なのはマテュ1世である。彼はルイ6世の寡婦アデライド・ド・サヴォワ(モーリエヌ)と結婚した(1141年頃)。マテュ1世は十字軍遠征によるルイ7世の不在中(1147年6月-1149年11月)は王国統治に参画している。王権との緊密な連関はブシャーレ5世(1189年没)の時代に継承される。彼はルイ7世の下で政治的な取

り巻きの中で特別な位置にあり、王への奉仕、軍事的な活動に大きく関与した。

次代のマテュ2世は、フィリップ2世治世には、ノルマンディ征服(1202-04年)において主要な軍団長の一人として活躍し、ブーヴィーヌの戦い(1214年)では軍隊を指揮し、またルイ8世のアキテーヌにおける軍事行動に参加した。后ブランシュ・ド・カステューの摂政期にも忠臣にとどまり、特にブルターニュの反乱の鎮圧に貢献した。彼がフランス王の主馬頭職を得るのは1218-19年頃であるが、それ以前から王の側近として活動していた。マテュ2世の姉妹アリクスと結婚したシモン・ド・モンフォール(4世、1218年没)はイル・ド・フランスの王に近い貴族層の一員となり、アルビジョワ十字軍の先頭に立ち、その制圧において中心的な役割を果たし、その功績によりトゥールーズ伯領、ナルボンヌ公領を得た。彼の息アモリ6世は父の命令下でラングドックの戦いに参戦し、レモンのトゥールーズ伯領の相続人となるが、その権利をルイ8世に委譲した(1224年)。アモリの兄弟で後に「シモン・ド・モンフォールの乱」で名を成すシモンは、フランドル女伯ジャンヌとの結婚を企て、ブランシュ・ド・カステューの政治的戦略により阻止された(1237年)。

他方で、当該家系のイングランドとの関係はマテュ2世の姉妹アリクスとモンフォール家のシモン4世との結婚に遡る。彼の母アミチアはレスター伯ロベール・ド・ボーモンの孫に当たり、兄弟ロベールの後を受けてレスター伯領を継承し、シモン3世との結婚によりモンフォール家に同伯領をもたらし、その息シモン4世がレスター伯を名乗ることになる。彼はイギリス王から家令職(senescalcia)を得ている。その息シモン・ド・モンフォール(1208年頃-1265年)もレスター伯を名乗るが、上述のようにフランドル女伯ジャンヌとの結婚が失敗に終わった後、イギリス王ヘンリ3世の姉妹アリエノールと結婚している(1238年)。このことが彼のイギリス王権、周囲の貴族層との関係を一段と緊密にし、彼の社会的な地位を高めたことは言うまでもない。

このようにして、1230-40年代には当該家系では、一方でアモリ6世がフランス王の主要な国王大官職である主馬頭にあり、他方でその兄弟シモンはイギリス王の義兄弟であったということになる。後者の点は彼らの父シモン4世がイギリス王の家令職を得たことと密接に関連しており、イギリス王権側がフランス王権を牽制する意味で、或いはフランスに対するその影響力を拡大するため

に、代々フランス王権の高官を務めてきた当該家系に触手を延ばした結果であると考えられる。

イングランドとの関係に戻るが、1231年段階でアモリ6世がイギリス王ヘンリ3世に宛てた2通の書状には当該家系がイングランドに有する土地と権利の帰趨に関する提案が記されている。一方の書状ではアモリは、父シモン4世がヘンリ3世の父王ジョンから保有したイングランドの彼の土地と権利を封臣(miles)たる自身に返還するよう懇請している。もう一方の書状では、①アモリは彼ら(の家系)のイングランドの土地と権利をシモンに譲渡すること、当該家系の相続権を留保した上で、②これらの権利と土地に関してヘンリはシモンを拘束すること、③それ故にアモリはヘンリをこの件から自由にする、が記されている。両書状から、当該家系の全体的な権利を留保しつつ、アモリがフランス王の、兄弟シモンがイギリス王の従者としての役割を分担する形で、双方に家系としての影響力を保持しようとする当主アモリの強い意思を読み取ることができる。

次に興味深いのは同アモリが作成した兄弟シモンによる家産の相続に関する3通の証書である。彼は兄弟のレスター伯シモンに①父シモン4世に属するイングランドの総ての土地、②シモン4世の母アミキアが相続し彼に帰属した総ての物権を、③イングランド全体の家令職(senescalcia)とともに譲渡している。しかし、これらの物権はイングランド王ヘンリからシモンが保有するものとされ、彼はその土地に属する奉仕を同王に果たすものとされている(1232年)。また、アモリはこれらの物件・権益を兄弟シモンに譲渡するに当たって、嫡子なくして彼が没した場合には「上記の総ての土地は家令職とともに」アモリに復すべしという留保条件を付けている。また、別の証書(1234-35年)では、シモンが作成した文書に従って、パリ貨1050リーブルを以ってアモリの同意を得た場合には、(抵当として預かった)総てをシモンに弁済することが特記されている。

その後、1239年のアモリの証書では、彼がイギリス王ヘンリの面前で兄弟シモン・ド・モンフォールにレスターの荣誉封(honor)全体をイギリス王国内の総ての付属物とともに、父シモン、その義兄弟レスター伯ロベール時と同様に保有すべく委譲している。この委譲はウエストミンスターで行われ、イギリス王の高官たちと教皇特使が証人となっている。ここでもシモンは対象物権に係わって負うべき奉仕、即ち「主なる王ヘンリの家令職のみならず他のすべての奉仕」を果たすことを

求められている。同時に「アモリとその相続人たちの権利は留保されている」が、嫡子なくしてシモンが没した場合のアモリの継承権を指していることは間違いない。

ここで特に注目すべきは、長子たるアモリの強度な家産の継承権であり、父シモン4世が有していたイギリス全体の家令職もそこに含まれていることである。彼が有していたフランス王国の主馬頭職も同様に、一種の家産として当該家系に継承されていたのである。当該家系の当主としての、上記のようなアモリの強力な家産継承権は、フランス王権の側から見れば、強力な敵対者であるイギリス王権に間接的に制約を加える上で有効に作用し得たと言いうことができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計18件)

1. 小野賢一「聖レオナルド崇敬の創出と奇蹟(11～12世紀)―平和の守護聖者から戦士の守護聖者へ―」『歴史評論』730号(歴史科学協議会)2011年2月、64-77頁(査読有)
2. 青谷秀紀「プロセッションと市民的信仰の世界―南ネーデルラントを中心に―」、『西洋中世研究』第2号(2010年12月)、36-49頁。
3. 渡辺節夫「フランス中世における王権と地域支配―王国統治理念の発展と変容―」『歴史学研究』872号(増刊号)2010年10月、165-172頁(査読無)
4. 加藤玄「バスティードの歴史的背景」伊藤毅編『バスティード フランス中世都市と建築』中央公論美術出版社、2010年、pp.17-38。(査読無)
5. 青谷秀紀「中世後期皆見ネーデルラントの都市社会と職有」『清泉女子大学キリスト教文化研究所年報』18号、pp.187-202, 2010。(査読無)
6. 中村敦子「チェスター伯レナルフ2世の修道院建立と寄進」『豊田高専紀要』42巻、pp.201-206, 2010。(査読無)
7. 花房秀一「カペー朝末期のノルマンディにおける王権と都市―都市ルーアンの商業特権と紛争解決をめぐる―」『史学雑誌』119号8号、1374-1395頁、2010年(査読有)
8. 小野賢一「12世紀初頭のサン・レオナルド参事会教会に於ける律修化・巡礼・教会制度」『史林』93巻3号(史学研究会)2010年5月、87-102頁(査読有)
9. 加藤玄「バスティード」吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市1アイデア』(東京大学出版会)、2010年、249-259頁
10. 渡辺節夫「西欧中世における貴族・騎士と封建制―中世フランスを中心に―」小島道裕編『武士と騎士―日欧比較近世史の研究』思文閣出版、2010年4月(査読無)

11.朝治啓三「シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ統治」『史林』92-5, 2009年、34-65頁。(査読有)

12.Keizo Asaji, "Chairman's summary", *British History 1600-2000, expansion in perspective, The second session of the 6th Anglo-Japanese conference of Historians held at the University of Tokyo, 16-19 September 2009*, pp.35-36. (査読有)

13.青谷秀紀 書評「J.Deploige and G. Deneckere, Mystifying the Monarch: studies on discourse, power and history」『史林』92巻4号, pp.784-786, 2009. (査読有)

14.朝治啓三「エドワード1世期司法官僚ロウジャ・オヴ・レスタの経歴と国王の立法活動」笠谷和比古編『公家と武家』思文閣出版, 2008年, 507-126頁。(査読無)

15.加藤玄「エドワード一世のアキテーヌ巡行」『創文』513号, 2008年, pp.18-22. (査読無)

16.Nishioka, Kenji, 'Scots and Galwegians in the peoples address of Scottish royal charters', *Scottish Historical Review*, lxxxvii, pp.206-232, 2008. (査読有)

17.西岡健司「同時代人の見た12世紀のスコットランド—二つの聖ケンティゲルン伝の作者の目を通して—」日本カレドニア学会編『スコットランドの歴史と文化』明石書店, 2008年, pp.35-52. (査読有)

〔学会発表〕(計6件)

1.小野賢一「聖レオナルド崇敬の創出と奇蹟(11~14世紀)—神の平和の守護聖者から十字軍士の守護聖者を経て救国の守護聖者へ—」藤女子大学キリスト教文化研究所例会報告(於藤女子大学) 2011年3月12日

2.青谷秀紀「印刷術と歴史叙述—フランドルのルネサンスとは何か?—」,「越境する歴史学」研究会 2011年1月例会, 京都大学人文科学研究所, 2011年1月30日。

3.花房秀一「13世紀エンキエ(Échiquier)における国王役人の司法活動—特に visio の問題を中心に—」フランス史研究会, 口頭発表, 2010年12月19日

4.青谷秀紀「プロセッションと市民的信仰の世界—南ネーデルラントを中心に—」, 西洋中世学会第2回大会シンポジウム『メディアと社会』, 名古屋大学, 2010年6月27日。

5.渡辺節夫「フランス中世における王権と地域支配—王国統治理念の発展と変容」歴史学研究会(2010年度大会) 2010年5月23日 専修大学

6.Keizo Asaji, Simon de Montfort's Administration in Gascony, 1248-1252 Medieval Association of the Pacific, Annual Conference 2009, Albuquerque, New Mexico, USA March 6, 2009.

〔図書〕(計5件)

1.Keizo Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England*, Kansai University Press, 2010, total 291p. 査読有

2.渡辺節夫(編著)『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』, 2011年3月, 創文社, 331頁 査読無

3.渡辺節夫(共編著)『国家と言語—前近代の東アジアと西欧』 2011年3月, 弘文堂, 321頁 査読無

4.轟木広太郎『戦うことと裁くこと』昭和堂, 2011年3月, 352頁。

査読無

5.青谷秀紀『記憶の中のベルギー—中世』京都大学学術出版会, 20011年3月, 326頁。

査読無

〔その他〕

ホームページ等

www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~asajik/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

朝治 啓三 (ASAJI KEIZO)

関西大学・文学部・教授

研究者番号: 70151024

(2) 研究分担者

渡辺 節夫 (WATANABE SETSUO)

青山学院大学・文学部・教授

研究者番号: 70036060

加藤 玄 (KATO MAKOTO)

日本女子大学・文学部・准教授

研究者番号: 00431883

(3) 連携研究者

青谷秀紀 (AOTANI HIDEKI)

清泉女子大学・文学部・講師

研究者番号: 80403210

西岡健司 (NISHIOKA KENJI)

大手前大学・総合文化学部・講師

研究者番号: 70580439

中村敦子 (NAKAMURA ATSUKO)

豊田高等専門学校・准教授

研究者番号: 00413782

轟木広太郎 (TODOROKI KOUTAROU)

ノートルダム清心女子大学・文学部・准教授

研究者番号: 60399061

(4) 研究協力者

関西大学大学院生

大谷祥一、上田耕造、横井川雄介

青山学院大学院生

花房秀一、亀原勝宏、小野賢一